

Public Life Space (PLS) プロジェクトハウス運用規程

この規程は、一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター（以下「この法人」という）が第1条記載の本施設を使用するにあたっての基準を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

（施設）

第1条 施設はつぎに記載および別図のとおりとする。

本施設	名称	Public Life Space (略称 PLS) プロジェクトハウス
	所在地	柏市若柴 184-1 柏の葉キャンパス 149 街区 13
	構成	展示室 24.92 m ² 、物品庫 11.90 m ²

（使用目的）

第2条 この法人は、本施設を、『柏の葉国際キャンパスタウン構想』（平成20年3月策定）の推進に向けたまちづくりを目指す柏の葉地区において、自治体・企業・大学・市民団体等の連携による諸会議・ワークショップ・展示会・交流会等を開催する拠点として主に使用する。

（展示室の貸出し）

第3条 展示室は、諸会議・ワークショップ・展示会・交流会等の用に、この法人が適当と認めた者に対して貸出しを行う。

2. 展示室の貸出し日・時間は、次のとおりとする。ただし、年末年始及びこの法人が指定する日・時間は除く。

貸出し日	月曜日から土曜日
貸出し時間	午前10時から午後7時まで

3. 展示室の貸出しの受付は、Eメール、FAX又は来館によるものとし、この法人の指定する申込書を提出する。ただし、この法人の許可した者については申込書の書式は任意とすることができる。
4. 展示室の貸出し予約は、次のとおりとする。
- (1) 申込日より3か月先まで
- (2) 原則として同一の申込者による予約は1か月4回以内
5. 利用料金は、次のとおりとする。
- (1) 利用料金は利用時間に応じて別に定める。
- (2) 利用料金の納入は、現金とする。ただし、柏の葉ポイントプログラム会員は利用料金の一部または全部に柏の葉ポイントプログラムのポイントを充てることができる。
- (3) この法人が主催する諸会議、催し物及びこの法人が特別に承認した場合は、利用料金を無料にすることができる。
6. 展示室を利用する者の義務は、次のとおりとする。
- (1) 利用者の責における本施設及び付属設備・備品の損壊又は著しい汚損等が生じた場合は、この法人が指定する内容で実費弁償を行う。
- (2) 利用者の責における人身事故及び物品等の盗難・破損等の全ての事故について一切の責任を負う。
- (3) 利用者は、準備・片付けを含む利用時間内は管理責任者を設定し、衛生、保

安（防犯・防災・風紀など）、事故防止に努める。

- (4) 付属備品の利用又は機器の持ち込みにあたっては、事前に届出る。また、申込書の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。
 - (5) 利用者の都合で机、椅子の配置換えを行った場合は、終了後に原状に戻し、整理整頓、清潔を心がける。
 - (6) 利用に伴い発生したごみは利用者が持ち帰る。
7. 展示室内での禁止事項は、次のとおりとする。
- (1) 公序良俗に反する行為、法令に違反する行為
 - (2) 政治活動、選挙活動、宗教活動
 - (3) 騒音を発し、暴力を用いるなど周辺環境・他者に迷惑を及ぼす行為
 - (4) 発火物、爆発物、危険物の持ち込み、動物の類いの携行、または施設その他物件を破損・汚損するおそれのある行為
 - (5) この法人の承認しない掲示、飲食物の持込み、物品販売、募金活動、宣伝、模様替え、その他施設に悪影響を及ぼす行為
 - (6) 同一敷地内の他施設の運営を妨げるおそれのある行為
 - (7) 所定の場所以外での飲食・喫煙・火気の使用
8. 次に該当する場合は、この法人は展示室の貸出し利用を取り消すことが出来る。
- (1) 前2項に違反し、この法人の指示に従わない場合
 - (2) 申込書の記載にいつわりがあり、利用目的と異なる場合
 - (3) 利用権を第三者に転貸又は譲渡した場合
 - (4) その他この法人が本施設の管理・運営上不適切だと判断した場合
9. 前項の取り消しにより利用者に生じた一切の損害をこの法人は補償しない。また、原則として利用料金を返却しない。

(変更)

第5条 この法人はこの規程を予告無く変更することができるものとする。

附則

この規程は、平成26年8月25日より実施する。

別図

